

令和2年度 琴浦町地域公共交通会議

日 時 令和3年2月10日(水)
10時00分～

場 所 琴浦町役場 防災会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 報告事項

- (1) 琴浦町営バスの概要と利用状況について
- (2) 琴浦町交通空白地タクシー利用料助成事業の状況について

4 協議事項

- (1) 令和3年度町営バス運行等について
- (2) 令和3年度町営バス路線時刻表改定について

5 その他

- (1) 公共交通体系再編計画について
- (2) 上中村線における実証実験について

6 今後のスケジュール等

町報4月号にて「時刻表」を全戸に配布、合わせてHP等で周知を行う

7 閉会

琴浦町地域公共交通会議 委員構成一覽

(任期：令和2年4月1日～2年間)

	区 分	氏 名	役 職	備考	出欠
1	事業者	徳丸 淳史	日ノ丸自動車株式会社 倉吉営業所長	新任	
2		田中 富恵美	株式会社 田中商店 専務取締役		
3		岩田 基志	日本交通株式会社 顧問		
4	運転者が組織する団体	下村 浩司	私鉄中国地方労働組合 日ノ丸自動車支部倉吉分会委員長	新任	
5	住民又は利用者の代表者	馬野 忠篤	古布庄地域振興協議会 会長	新任	
6		那須 典久	以西地区振興協議会 会長	新任	
7		小泉 傑	安田地区振興協議会 会長	新任	
8		鍛川 智哉	琴浦町PTA連合会 会長	新任	
9		田中 明	高齢者クラブ連合会長		
10		小椋 正和	琴浦町議会議長		
11	中国運輸局	久保 博嗣	鳥取運輸支局 首席運輸企画専門官	新任	
12	社団法人鳥取県バス協会	徳丸 孝信	日本交通株式会社 倉吉営業所 相談役		
13	琴浦大山警察署	石賀 聡	琴浦大山警察署 交通課長	新任	
14	琴浦町 会長	小松 弘明	琴浦町長		
15	琴浦町教育委員会	田中 清治	琴浦町教育委員会 教育長		
16	教育総務課	桑本真由美	教育総務課 課長	新任	
17	福祉あんしん課	渡邊 文世	福祉あんしん課 課長	新任	
18	すこやか健康課	中井 裕子	すこやか健康課 課長	新任	
(事務局)					
1	琴浦町総務課 課長	山田 明	町営バス運行管理責任者		
2	琴浦町企画政策課 課長	山根 利恵	バス担当課長		
3	琴浦町企画政策課 課長補佐	住吉 康弘	バス担当		
4	琴浦町企画政策課 主事	黒松 直人	バス担当		

3 報告事項

(1) 琴浦町営バスの概要と利用状況について

①町営バスの概要

運行路線	東伯線（上法万線・野井倉線・福永線） 琴浦海岸線、船上山線	上中村線
形態	町営バス（定時定路線）	予約型ことうらバス
使用車両	バス車両 5 台、普通車両 1 台	スクールバス混乗
運行方法	・日ノ丸自動車(株) ・(株)田中商店へ委託 (H31 年度～R3 年度)	(株)田中商店へ委託 (H31 年度～R3 年度)
利用料金	100 円／1 乗降 ※未就学児は無料	
その他	乗車するには予約が必要	

※上記のほか、広域バス路線（赤碕⇄倉吉）については別途補助金等により運行支援

②運行経費及び利用状況（バス会計年度（10月～9月）による）

年度	種類	利用者数 (人)	運行費用 A (円)	運行収入 B (円)	赤字額 A - B (円)	県補助金 (円)	実質負担額 (円)
H29	バス	74,626	46,186,847	7,257,746	38,929,101	12,907,000	29,066,661
	デマンド	1,949	3,044,560	191,350	3,044,560		
H30	バス	71,500	46,441,907	6,676,226	39,765,681	12,879,000	30,018,521
	デマンド	2,047	3,340,740	208,900	3,131,840		
H31	バス	65,408	69,493,685	6,584,825	62,908,860	20,525,000	44,007,000
	デマンド	1,066	1,729,560	106,600	1,622,960		
R2	バス	57,796	88,998,333	6,154,524	82,843,809	26,866,000	55,977,809

③R2 運行収入のうち、回数券、定期券の販売数

・回数券 1,007 冊（11 枚綴）

・定期券 110 枚

中学生：全額補助

高校生：8割補助

種類 期間	一般	中学生		高校生	
		1 日	1 日	1 日	半日
1 ヶ月	2	0	4	2	
3 ヶ月	6	0	10	0	
6 ヶ月	0	64	10	12	
計	8	64	24	14	

※中学校定期券対象者：東伯中 32 人、赤碕中 32 人

※R1 年度 回数券 1,057 冊、定期券 100 枚

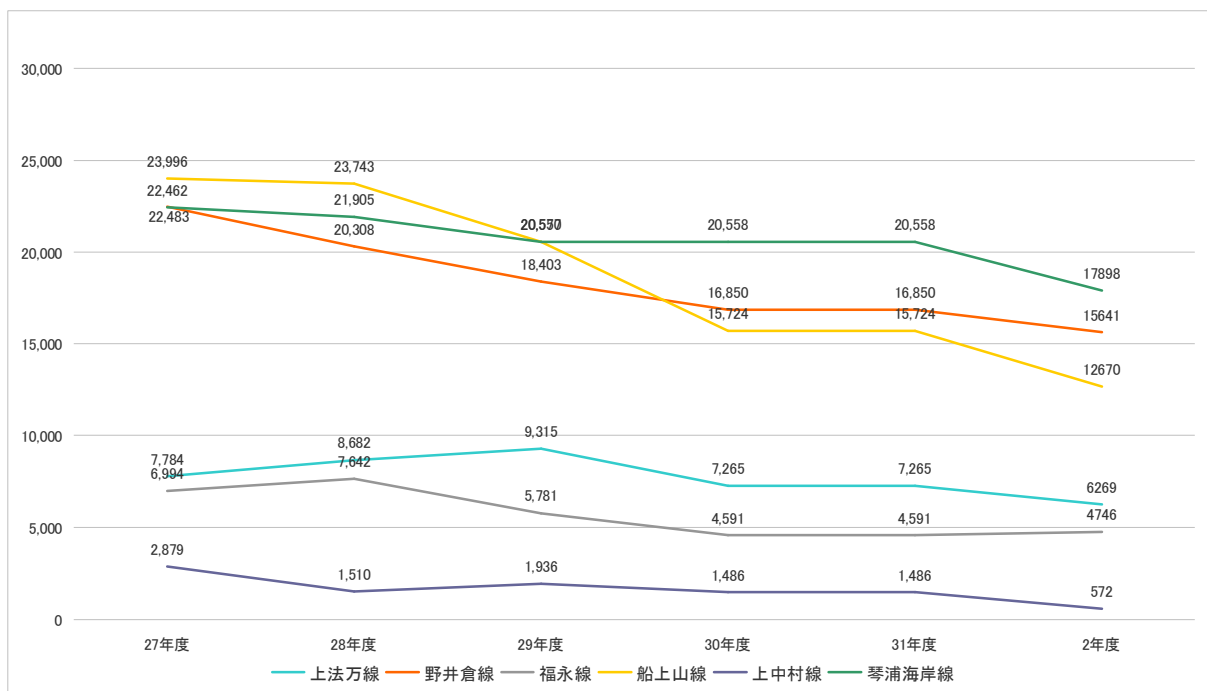
琴浦町営バス利用者数(27年度～2年度実績)

(単位：人)

路線	年度	便数	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	R2-H31
上法万線	上り	6	4,130	4,920	5,318	5,130	4,207	3,755	-452
	下り	6	3,654	3,762	3,997	3,999	3,058	2,514	-544
	合計		7,784	8,682	9,315	9,129	7,265	6,269	-996
野井倉線	上り	7	11,406	9,933	9,067	8,954	7,998	7,561	-437
	下り	8	11,077	10,375	9,336	9,556	8,852	8,080	-772
	合計		22,483	20,308	18,403	18,510	16,850	15,641	-1,209
福永線	上り	6	2,555	3,979	2,783	2,367	2,185	2,394	209
	下り	7	4,439	3,663	2,998	3,128	2,406	2,352	-54
	合計		6,994	7,642	5,781	5,495	4,591	4,746	155
船上山線	上り	7	12,566	12,588	11,070	9,263	8,327	6,971	-1,356
	下り	7	11,628	11,155	9,480	8,498	7,397	5,699	-1,698
	合計		24,194	23,743	20,550	17,761	15,724	12,670	-3,054
上中村線	上り	4	1,658	867	1,104	1,172	836	307	-529
	下り	4	1,221	643	832	875	650	265	-385
	合計		2,879	1,510	1,936	2,047	1,486	572	-914
琴浦海岸線	上り	5	11,299	10,754	10,129	10,364	10,258	8,657	-1,601
	下り	5	11,163	11,151	10,448	10,241	10,300	9,241	-1,059
	合計		22,462	21,905	20,577	20,605	20,558	17,898	-2,660
総合計		72	86,796	83,790	76,562	73,547	66,474	57,796	-8,678

※1 上記年度は、バス会計年度の10月～9月である。(例)2年度：令和元年10月～令和2年9月

※2 上中村線はH28.4よりデマンド乗合タクシー(日交)として、H31.4より予約型ことうらバス(田中商店)として運行



- ・全体的な利用ニーズ減少・人口減少
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛・学校休校

(2) 交通空白地タクシー利用料助成事業の状況について

公共交通の利用が困難な地域にお住まいで、対象要件に当てはまる方に対して日常生活に必要な移動に係るタクシー利用料を助成

①制度概要

対象集落	松ヶ丘・別所・大成・岩本・平和・八橋立石 ガーデンヒルズ・槻下中村
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象集落に居住 ・独居又は高齢世帯の方 (同一敷地内又は同一建物内に自家用車を利用することのできる親族その他の方と同居する方を除く) ・次のいずれかの理由により、日常生活において自家用車を利用することができない方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車運転免許証を有していない方 (2) 運転できる自動車を所有していない方、 (3) その他町長が必要と認める方
助成額	助成額は 利用料 (運賃) の 1 / 2
交付枚数	交付枚数：月 6 枚で申請月から年度分まとめて交付 (上限 7 2 枚) ※平成 30 年度までは上限 96 枚

②利用状況及び助成金額の推移

	29年度	30年度	31年度	2年度
登録者数	22人	23人	22人	22人
利用件数	686件	1,059件	687件	455件
助成金額	352,170円	605,260円	406,930円	273,170円

※2年度については、1月末現在

4 協議事項

(1) 令和3年度町営バス運行等について

①令和3年度については現行のとおり

※路線バス購入により、バス車両入れ替え

- ・琴浦海岸線：日野リエッセ 541 → 日野ポンチョ(新車)
- ・福永線：トヨタハイエース 2634 → 日野リエッセ 541
- ・トヨタハイエース 2634 → 予備車両

②自家用有償旅客運送の更新について 昨年度、地域公共交通会議の承認を受け、令和2年3月に更新登録を行った。

登録期間は令和5年4月8日まで。

③令和4年度の公共交通体系再編へ向け見直しを進める

再編に併せ、自家用有償旅客運送の変更登録を行う必要あり。

(2) 令和3年度町営バス路線時刻表改定について

方針：①JRダイヤ改正に伴い必要があれば対応

②利用者等からの意見や要望を踏まえ可能な範囲で対応

①JRダイヤ変更に伴う見直し なし

町内のダイヤに変更が予定されていないため

②利用者等の意見要望による見直し なし

- ・〈琴浦海岸線〉まなびタウンに午後1時ごろに接続要望あり
→既存バス、JR等との接続を考慮した結果、変更は見送り

5 その他

(1) 公共交通体系再編計画について

令和4年度の再編にあたり、2020年10月から2021年2月まで、計4回「琴浦自分ごと化会議」を開催し、住民の中から選ばれた委員が「持続可能な地域交通のあり方」について協議した。

結果については別紙のとおり

(2) 上中村線における実証実験について

上中村線沿線（安田地区及び成美地区の一部区域）について、住民ドライバーを活用した交通の実証実験を行った。今後、実験結果を検証し、本格実施化、町内への展開を行う。

結果については別紙のとおり

地域公共交通会議の概要

1 目的

地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じたバス運行の態様及び運賃・料金、事業計画等について協議し、地域公共交通サービスをより充実したものとしていくことを目的として、地方公共団体が地域の関係者で構成する「地域公共交通会議」を設置。

この地域公共交通会議における合意がある場合には、路線の設定（路線の新設・変更）、運賃設定等の手続きが簡略化するなどの規制の適正化も図られることとなる。

2 構成員と役割

構成員は、道路運送法施行規則第9条で規定されている。

構成員	主な役割
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の移動手段確保に対する責任者 ・ 地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握
地域住民・利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画策定への参画 ・ 地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体としての参画
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画
運転手が組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働条件及び労働環境からの意見・提言
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導、助言
運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例等、各地での取組みの情報提供 ・ 地域の公共交通のあり方に関する指導

3 具体的な協議内容

- ・ 運行の形態
- ・ 運賃の設定
- ・ 路線、営業区域、使用車両等の事業計画 等

1. 自家用有償旅客運送について

1. 自家用有償旅客運送とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

【自家用有償旅客運送】

- ・ バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
- ・ 旅客から収受する対価は実費の範囲内(※)。
(※)ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

4. 自家用有償旅客運送の登録の流れ

- ・ 自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

①地域における関係者の合意

地域公共交通会議 又は 運営協議会

- ・自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- ・その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】

- ・当該地域を管轄する運輸支局等
(市町村又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県)

※登録の有効期間は2年

(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は3年)